

議案第 8号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令について

平成30年3月29日提出

豊橋市教育委員会  
教育長 山西正泰

豊橋市教育委員会訓令第2号

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成30年3月29日

豊橋市教育委員会

豊橋市教育委員会事務決裁規程の一部を改正する訓令

豊橋市教育委員会事務決裁規程（平成11年豊橋市教育委員会訓令第2号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前		
<p>（教育長、部長及び課長等の共通専決事項）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 部長、教育監及び課長等の専決事項は、豊橋市決裁規程（昭和43年豊橋市訓令第4号）第5条の例による。<u>ただし、この場合において、同条別表第1中「次長」とあるのは、「教育監」と読み替えるものとする。</u></p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 学校給食共同調理場における業務日誌の査閲並びに申請、届出及び報告に関することについては、場長がこれを専決することができる。</p> <p>2 （略）</p>	（略）	<p>（教育長、部長及び課長等の共通専決事項）</p> <p>第5条 （略）</p> <p>2 部長、教育監及び課長等の専決事項は、豊橋市決裁規程（昭和43年豊橋市訓令第4号）第5条の例による。</p> <p>別表第1（第6条関係）</p> <table border="1"><tr><td>（略）</td></tr></table> <p>備考</p> <p>1 学校給食共同調理場（<u>北部学校給食共同調理場を除く。</u>）における業務日誌の査閲並びに申請、届出及び報告に関することについては、場長がこれを専決することができる。</p> <p>2 （略）</p>	（略）
（略）			
（略）			

附 則

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。